

## 平成31年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成31年 3月27日（木曜日）

開 会 午前 9時57分

閉 会 午前11時56分

---

### ○会議に付した事件

1. 議会政策提案「個人情報 の 把握や管理を的確に行うために」の検討状況について
- 

### ○出席委員（7名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	前田博之君	委員	大淵紀夫君
委員	吉田和子君	委員	吉谷一孝君
委員	西田祐子君		

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
総務課主査	菊池人氏君
企画課長	工藤智寿君
企画課主査	温井雅樹君
健康福祉課長	下川勇生君
高齢者介護課長	岩本寿彦君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより、総務文教常任委員会協議会を開催いたします。

（午前 9時57分）

---

○委員長（小西秀延君） 本日の協議会ですが、平成29年12月定例会で議会から政策提案されました「町内会が主体となって高齢者等を見守る・支えるしくみづくりをめざして～個人情報  
の把握や管理を的確に行うために～」の検討状況について、各担当課、本日4課の課長が見え  
られておりますが、おのおのから進捗状況の説明をいただいて協議会を進めてまいりたいと思  
っております。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 大変お忙しい中、このように総務文教常任委員会協議会を開催い  
ただきまことにありがとうございます。今、委員長からお話がございましたとおり議会側から  
政策提案をいただきました「町内会が主体となって高齢者等を見守る・支えるしくみづくりを  
めざして～個人情報の把握や管理を的確に行うために～」の検討状況について、ご説明をさせ  
ていただければと思っております。

なお、資料につきましては4点ございます。健康福祉課、高齢者介護課、企画課、総務課の  
順でご説明をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） （1）避難行動要支援者避難支援計画の取り組みについて、  
健康福祉課のほうからご説明をさせていただきたいと思えます。

議会等でも何回か取り上げられておりますが、改めて説明させていただきます。避難支援計  
画の取り組みですが、平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえまして、災害対策基本法の一部  
改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられまして、「白老町避難行動  
要支援者避難支援計画」を平成27年1月に策定し現在取り組んでいる状況であります。

1. 名簿について、どのような中身になりますかという、災害時に迅速な避難行動を行う  
ため、在宅の方で非難する際に支援を必要とする方々の名簿を作成しております。この名簿は、  
災害時において避難支援や安否確認のため避難支援者（消防や警察、町内会（自主防災組織）、  
民生委員等）に提供するものとなっております。また、本人の同意があった場合には、地域の  
避難支援者となる民生委員や町内会、自主防災組織等に対しまして、事前にこちらの支援体制  
を活用することとしているものです。最終的には地域見守り個別計画の策定につなげる考えで  
いるものです。

2. 対象になる方は、①要介護3以上、②障がい者の程度が1・2級、③療育手帳A、④精  
神障害者保健福祉手帳が1・2級、⑤その他災害時の支援が必要と認められる方で難病の方と  
かその他本人からの申し出におきまして、対象となる場合に対象としております。

3. 登録方法ですが、平常時から名簿情報の提供を希望する場合は同意書の提出が必要とな  
ります。また、登録により災害時の避難支援が保障されるものではございません。避難支援す

る方も法的な責任や義務を負うものでもございません。

4. 名簿の提供先です。消防、警察、民生委員・児童委員、町内会・自主防災組織などです。

5. 提供する情報ですが、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、避難支援を必要とする事由などが記載しております。

6. 現在の同意書提出の状況です。平成28年3月が同意数16.6%ですが、平成31年3月1日現在では20.9%です。対象者も全体的に亡くなられたり移転されたりということで減少しております。ただ、同意状況は若干伸びている状況です。

7. 啓発の状況ですが、毎年対象者の方にはお願いの文書を送付させていただいています。今年度は、民生委員・児童委員が実施する高齢者世帯調査に合わせて、啓発依頼を実施しております。

8. 個別計画の策定でございます。こちらにつきましては、町や避難支援者など関係者間で情報が共有できるよう名簿を使った、(1)災害時に避難支援を行う人、(2)避難支援を行うときの留意点、(3)避難支援の方法・避難場所・避難経路の情報を記載して、最終的に地域に持っていく計画を策定しようとしておりますが、先ほど同意率が20.9%、144名の方がいますがその部分はなかなか進んでいないという状況です。同意が進まない理由は、書いている個人情報のところ、ご自身の障がい状況等も書くところが示したくない。これ必ず同意したからと言って助けるということもないものですから、この部分も情報を書いた中でそういうところであれば出す必要のところを理解していただけない部分があると思います。ここは今後、改めまして丁寧に説明していきたいと考えているところです。以上で避難行動要支援者避難支援計画の取り組み状況についてご説明いたしました。

○委員長（小西秀延君）岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君）（2）地域見守りネットワーク・地域包括ケアについてご説明をさせていただきます。

1. 白老町地域見守りネットワークでの個人情報の取り扱い、見守り等についてということで、町内会や民生委員などが見守りのため心配な高齢者等の個人情報を必要とされる場合に、直接地域包括支援センターの窓口にご相談をいただきまして、センターのほうで事情を伺ったうえで対象者に町内会・民生委員の意向を伝えまして、心配な高齢者から直接個人情報などをお聞きして、同意をいただいた上で町内会・民生委員へ情報提供を行っているという状況でございます。また、独居ですとか高齢者夫婦世帯でこれまで地域とのつながりがあまりない、関係がつくられていないなどという方、高齢者本人が病気などで心配事があるなど高齢者本人が見守りなどを希望する場合は、地域包括支援センターと町内の担当ケアマネージャーなどが連携をして、本人に代わり地域の方に見守りをお願いする取り組みを行っております。本人より、申請書・個人情報を提出していただいた上で町内会や民生委員に見守りを依頼しているというところがございます。高齢者等の同意のもとにあくまでも個人情報は渡しているという状況となっております。町内会・民生委員で問い合わせ等があり、心配な高齢者が地域にいたとした場合、そういった部分をつなげるために地域包括支援センターが間に入りまして、個人情報を同意をいただいて渡しているという状況となっております。

現状でございますが、地域で見守りが必要な高齢者については、現状として認知機能低下により徘徊の恐れがあるといった方がいるのですけれども、件数としては少ないという現状になってございます。それと、毎年見守りネットワークの全体会議を開催してございますが、50名近くの町内会・民生委員の方々が参加され、見守りや個人情報のことを説明し情報共有を図っているといったところでございます。

次に、2地域包括ケアの部分でございます。地域包括ケアは地域の支えあい、助け合いのシステムでございます。つながりを持つことを基本としております。その中でも町内会の中で行っているサロン活動は、健康づくり、仲間づくり、地域のつながり、見守りといったものができてきております。サロンは閉じこもり防止ですとか近所の交流による見守りなど互助の地域づくりにシフトしてきている状況となっております。

○委員長（小西秀延君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 資料の3番目となります。町内会への普及、啓発に関する現状についてということでございます。

1. 町内会連合会における取り組みですが、平成27年9月に個人情報保護法が改正された後、平成29年5月30日から全面施行された個人情報保護法ですが、個人情報保護法の中では町内会が個人情報を適切に扱わなければならないということで義務化されてございます。この法の施行を受けまして、平成29年6月に白老町町内会連合会が、会員の情報を適正管理するために個人情報取扱の手引きを作成し、同年7月には個人情報保護法の学習会を町内会連合会が主催となり開催するなど個人情報保護について正しい知識や適切な管理等について周知を図ってきたところでございます。

2. 町内会における個人情報の取り扱いの部分です。町内会が個人情報を利用する活動事例としましては、町内会名簿、会費請求、地図作成、入学祝や敬老祝贈呈など、日常的な高齢者見守り活動（独居老人への声かけ、外出支援等）ということが考えられます。災害要支援者リストの作成など支援者への配布が考えられます。

取り扱い方法につきましては、個人情報を取り扱う上で必要な行動としまして、①利用目的を会員に知らせること（総会や回覧等で町内会員に周知しなければならない）。②個人情報の管理手法を文書にして整理すること（町内会規約の改正、個人情報取り扱い方法の作成をしなければならない）。

町内会における先進事例としましては、白老町本町町内会（西田会長）では、町内会規約の改正や個人情報取り扱い方法の作成、世帯（個人）カードを活用した個人情報の管理など、会員に対する個人情報の管理を徹底していただいているところでございます。その部分につきましては先進事例としまして平成30年8月号の広報げんきの中で町連合だよりを同封させていただいておりますが、こちらについても先進的な取り組みだということで周知をさせていただいているところです。このような規約の改定については、数はまだ把握しきれておりませんが、ほかにも規約を改定したというお話のある町内会もあるということでお伺いしているところであります。

3. 町内会等への普及。啓発に関する課題なのですが、個人情報保護について正しい知識を持

ち、適正な管理・利用を実践することが町内会のみなさんの不安軽減と地域の信頼関係づくりにつながることであります。個人情報保護に対する町内会の理解がまだまだ不十分であると捉えておりますので、今後につきましては個人情報保護法の研修会や、先進事例の紹介などに努めて個人情報を扱うことによるプラス面（幅広い活動の展開）ですとか、マイナス面（権利・利益を侵害するリスク）の両方を理解いただけるよう普及、啓発に努めていかなければと思うところがございます。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 私のほうから、資料4に基づきまして、法律の関係、個人情報の取り扱いについて説明させていただきます。

1. 白老町個人情報保護条例（平成11年条例第34条）抜粋、この中の利用及び提供の制限というところで、個人情報を収集したときには取扱目的以外の目的に使ってはいけないという部分が第9条でございます。ただし、というところでこの中では特に、（2）本人の同意に基づき利用し、また提供するとき。これは目的外利用であってもきちんとした目的があればいいということになります。（4）実施機関が審査会の意見を聞いて、公益上必要があると認められるときとなっております、今お話したように第9条においては、個人情報の外部提供に関する規定を定めておまして、外部提供の原則としては「本人の同意」があれば、目的外利用や外部提供ができるものであるというものが1点と、そのほか「審査会の意見を聞いて公益上必要があると認められるとき。」と、審査会のほうで認められるというなかであれば情報提供ができるという定めになってございます。

2. 過去の審査会の意見(判断)というのがございますけれども、参考でございますが、平成23年度に出された情報公開審査会の意見(判断)というのがありまして、平成24年2月16日に開かれた情報公開・個人情報審査会において、意見を求める内容としましては、「災害時要支援者避難支援対策事業」に係る災害時要支援者の名簿を健康福祉課で作成する業務において、要支援者の情報を含んだ名簿を民生委員に提供し、その提供した名簿をもとに民生委員が、要支援者がどのような障がいなどを持っているかを聞き取って、支援が必要かどうか。また、その内容を掲載し、作成した名簿を関係機関に提供することについて、審査会の意見を求めるものがございます。

審査会の判断でございますけれども、民生委員は守秘義務を持っているとはいえ、要援護者の情報はプライバシーに関する情報であって、むやみに提供されるべきではないため、事前に本人から同意を得ていない要援護に関する情報を民生委員に提供することは望ましくないことから、不承認という答申になってございます。民生委員に対してあらかじめ本人の同意を得ている情報の名簿であれば可能であるということで、個人情報保護法なり条例に基づいた判断ということで捉えております。

3. 個人情報(名簿)を提供するにあたっての主な留意事項についてということで、条例にするか規則にするかということは、今回も含めて協議を踏まえて進めていかなければならないと認識しておりますけれども、大きな課題というか考え方も含めて整備しなければならないということで、今説明ありましたように防災とか、地域の見守りとかございますけれども、①名簿

提供の目的をしっかりとしていかなければならないということ。それぞれ個々に要領などは持っているのですが、②名簿の対象範囲というのが個別の要領となっているから、それを統一するというのか、それとも個別にしていくのかという課題がございまして、名簿の対象の範囲を各事例を見ますと70歳以上にするのか、75歳以上にするのか、75歳以上で構成されている夫婦世帯だとかという、そういうものをきちんと検討していかなければならないということでもあります。③目的を達成するのに必要な名簿の提供先、協力機関（協力者）ということで、こちら参考にさせていただいた砂川市の事例では、社会福祉協議会のほうとまちが協定を結んで、委託することになります。それに対して町内会が社会福祉協議会に行って共同利用ということで情報を提供する。あくまでもその地区に限定しということになりますけれども、そのような内容になっています。④名簿の管理体制の構築ということで、町内会に説明されている町内会連合会で作った個人情報の取り扱いの手引き等にも書かれているのですが、管理を徹底していくための考え方をどうしていくかということと、例えば条例で罰則等を設けた場合とか、いずれにしても町内会の場合、管理者を定めてとなると町内会自体も負担が大きくなるというところも実際にはございますので、実際ルールを定めるにあたっては関係機関、町内会ですとか社会福祉協議会ですとか町内会連合会ですとか含めて、お互い負担が伴う部分があるのでそういう認識でございます。⑤周知の徹底ということ、周知のほうしっかり行ったなかでルールを策定する前、策定したあとも進めていかなければならないということで、それ等についても一定程度時間をかけてやる必要があるという認識でございます。

○委員長（小西秀延君） 町内会のほうでやられました「個人情報の取り扱いの手引き」という白老町町内会連合会のほうは、参考資料ということで目をとおしてくださいということです。

今、4課から説明がございましたが、質問のあります方はどうぞ。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 1点目なのですが、認知症の方々なのですが、対象者の方々には認知症はもちろん入っていると思うのですが、病院とか施設等に入院している方、こういう方々もいると思うのですが、その辺はどのようになっているのか。一般家庭にいないのではなくて、入院していたり、施設に入っている方がいますね。その方々は対象者の中に入っているのかいないのか。それを伺いたいと思います。

もう1点、審査会の意見ということで、個人情報の取り扱いのところなのですが、審査会の判断というところ、不承認の答申に至るところは、こういう意見があったというのはわかりますけれども、民生委員に提供することは望ましくないと言っているのですが、民生委員というのは国で定められた機関かと思うものですから、不承認の法的根拠というのは、きちんとやるべきことというのはこういうことというのが規定があると思うのですが、町内会に出すとかとなると問題が生じてくるかもしれないのですが、民生委員の方々に不承認にするということとはよくわからないので、民生委員の方々に法的根拠というか、定めというか、整合性が取れているのかどうなのかの2点お伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下川勇生君） 最初のところは、避難行動要支援者避難支援計画の中に入っているところでございます。この計画はあくまでも在宅の方を対象にしております、施設とか病院に入っている方はすでにわかっている。地域全体の中でこのような方がいらっしゃるということで、病院や施設にはすでにそういう方がいるということはわかっています。この中では対象外であります。計画として整備しなければならないのはあくまでも在宅の方だけです。

民生委員ですが、民生委員は特別職の地方公務員となっております、現在私は民生委員協議会のほうをやっております、このところは民生委員のほうからの要望もある状況で平成24年に審査会のほうで却下ということになっているのですけれども、国のほうも地域でこういった情報提供というのは普通ではないかといわれておりますので、今後は課題と思っております。現在なかなか情報が出されていなくて動けないところもあるのですけれども、民生委員が個別に高齢者の各地域を回って、ご自身で情報を得ているというのがあります。今回抱き合わせで、避難行動要支援者避難支援計画を町で行っていますと周知していただいた中で、同意に従った部分のあるのですけれども、情報提供に関しまして、もし今後出すとなれば審査会などにかけて出すしかないと思います。

○委員長（小西秀延君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） 2点目の民生委員の件なのですけれども、このところは国が示していることに対しての白老町で出された審査会の判断と整合性が取れているのかどうなのかということ、先ほど聞いたつもりなのです。国のほうはこのようにしてくださいというきちんとした法的根拠とか指針とか、そのようなものがあるのであれば、後ほどで結構ですから資料もいただきたいと思っておりますし、もし整合性が取れていなければおかしくなるのではないかと私は思うのです。

そのところが、整合性がとれていますというのならわかるのですけれども、国の方針とか指針にあっていない、法的根拠にもあっていないということになるとおかしくなるかと思ったもので、そこを確認のためにお伺いいたしました。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 民生委員は、今おっしゃったように法律に基づいて活動をするというのがあるので、個人情報保護に関しては個人情報保護法という法律もありますし、条例等もありますし、条例に基づいて審査会も先ほど説明しました第9条の部分で、審査会の同意を得てという部分もございます。例えば、内部で利用する際もあらかじめ審査会に同意を得た項目を内部利用できるということで、いずれにしても本人の同意を得るか、先ほど説明した審査会で、4情報についてはいいけれども、要支援に関する情報だったらだめですということで、プライバシーに係る4情報以外の情報、あらかじめ民生委員に渡してそこから個別訪問させるということが、本来民生委員ではなくて、どちらかというと役所でやるべき仕事というのも踏まえて、民生委員だけではなくてあくまでも4情報が別途、個人情報だめだったら、同意を得ない中で渡すのはだめだというなかでの判断でございましたので、実際には災害ですとか、状況がだんだん変わってきておりますので、そういった中でも、本人の同意を得た中で事業をやりますというなかできちんと公益的な目的があつてやるということであれば、

審査会にはかけますけれども、だめだというふうにはならないのかと思っています。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○議会事務局長（高橋裕明君） 西田委員が今言われているのはちょっと違うかもしれません。個人情報保護法の中で、民生委員が第三者としてみなされているのかどうかということ。第三者に該当するかしないかで取り扱いが違ってきます。その中で委託というものとか、共同利用というものがあるのですけれども、それに該当しない対象としてみなしているのかどうかということを明らかにしていただきたい。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下川勇生君） 民生委員自体は国の考えとして第三者提供の制限の例外として可能であるとしている状況で、あとは望ましいという市町村の考え方によってくるのです。国で提言の対象だから出していいとは言っていないのです。可能だということでここは各自治体の考え方が出てくるのです。だから審査会にかけていいかどうかということにつながるのかと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○議会事務局長（高橋裕明君） 確認ですけれども、そういうことで審査会では第三者とみなしたということで結論づけていいのですか。そこをはっきりしないと困ってしまいます。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時30分

---

再開 午前10時49分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

西田委員の質疑で、民生委員の立場が法的な部分で整合性が取れているのか、民生委員の法的な部分を説明していただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下川勇生君） 民生委員の身分でございますが、民生委員法の第5条に、民生委員は、都道府県の知事の推薦によりまして厚生労働大臣がこれを委嘱しております。身分につきましては地方公務員法第3条第3項第2号の規定に非常勤の地方公務員とされております。

○委員長（小西秀延君） それで審査会の判断というのは、整合性が取れているという認識でよろしいのですね。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 整合性が取れていると。それは身分としてだとか、民生委員法に書かれている部分と個人情報保護法という部分の条例は別の部分になりますので取れているという判断で審査会にかけています。

○委員長（小西秀延君） その辺、議論を深めたければ新たに質問をお願いします。

ほかに質問ございますか。

吉田委員。

○委員（吉田和子君） 先ほどから、緊急避難時の要支援者の避難者名簿ということでお話がありました。同意書がないと各機関に提出することはできないということなのですが、白老町の20.9%というのは多いのか少ないのか。いろいろな事情があると思うのですが、最初の1ページの5項目に書かれている方でしたら、その中での689名のうちの144名しか出されていないということは、そのほかの方々の事情というのはある程度押さえられているのかどうなのか。助ける人がいるからいらぬと言ったとか。助けはいらぬとはっきり言って出さないのか。その辺の状況というのは押さえられているのかどうかということが1つ。先ほどから民生委員の話がありますけれども、民生委員に事前に同意があった人の名簿を渡すとかいろいろ言っていますけれども、民生委員は今高齢化になっています。3では、避難支援が保証されるものでもないし、法的な責任や義務を負うものではない。ただ、先ほどいったように、民生委員は特別職の地方公務員といいました。そういう立場で動くときこういう責任は一切持たなくていいのか。自分たちの責任の中でお会いしてやっているものなのか。その辺をどのように解釈したらいいのか。私は、民生委員もそういう責任を持たされることは望んでいるのかと思ったのです。障がい者もいるし、介護福祉士の資格を取っているのならいいけれど、支援するときにケガなどしたら、責任を持たなくていいと書いてあるからいいのか。その辺です。だから、支援される方も、支援する方も、すごく不安な状態だと思う。ましてや、正常時ではないです。災害時だからその辺が、民生委員会の中でそういう話が出ないのか、どこまで責任をみんなが持とうとしているのか。どういうことをやろうとしているのか。町としてどのようなことを民生委員に望むのか。その辺のことが明確になってこない、民生委員方もどう動いていいのかわからないのではないかと。自分たちは責任の範囲で動いていい部分と、町から委託されなければ動けない部分があるのではないかと思うのですけれども、それ辺はどうなのでしょう。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下川勇生君） 最初の同意率ですが、全道の状況を把握するものがないものですから、逆に全員の方がどうして利用かというところも実態としてはできていません。同意書を送った中で返事のない方もいらっしゃいます。先ほど言いましたとおり個人の情報を出さないといのは大きく聞こえてくる。出したくないというのは聞こえている状況はあります。今後の考えとしては、個別にいかにか直接会って、中身を聞いて同意につなげたいと思っているところなのです。もう1点、3番目の法的義務なのです。全員の方が義務を負うものではないのです。民生委員の方もそうなのです。そこまでは求められていないのです。逆に求められますとこの制度が進まないというのが国の考えですから、基本的には支援される方も、民生委員の方も自分の身を守った中で助ける。それが、個別計画というところで誰かを、地域の中で守る体制ができた中でやっていただくようなことになると思うのですけれども、必ず義務はないというところがあります。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑はございますか。

20%が高いのか低いのか、ほかのところの事例わかりますか。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下川勇生君） 状況はわかっていないのですけれども、決して高いとは思って

いません。各自治体では同意書を出さない。拒否をしない限りは同意したとみなすという考えもあるとかないとか。そこはちょっとあまりにも暴論なので、そういうことはしないでやっているのです。高いとか低いとか全道・全国の状況は把握もできないものですから出ていないのです。

○委員長（小西秀延君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 確認をしたいのですが、例えば、町としては緊急災害時は名簿は押さえていて、それは活用できるという理解でいいのかどうか。そこのところはきちんとしていればあとは町内会の対応等と含めてなるでしょう。そこが町としてできれば、もちろん利用の問題では別だけれど私はそれほど大きな問題にならないと思います。1点目です。

もう一つは、これだけの課がかかるとしたら統一的に事が進む、一体的に事が進むということをししないと、個々にやってもだめで全然話にならないということです。資料1の5提供する情報というのがあります。その⑥が問題なのです。町内会の場合は、⑥を除いて出す資料でいいのなら、そういうものを別にきちんとして出すとか。そういうことができるのかできないのかということです。今の情報というのは⑥の問題でなかなかいかないわけでしょう。やるほうもやられる方もなかなかいかないわけですね。町内会がどうしても⑥も提供いただきたいというのならそれはだめだけれど、そのようなことができるかどうかということ、そのようにして一体的にやれるような方法・方策を考えないとだめではないかと思います。2点目です。これは期限を切ってやるものなのかどうか。下河健康福祉課長のところでずっとやっていて20から30までいった、5年たったら人は死んでいったけれど45%まで行って、それでずっとやっていくのかどうか。期限を切ってここまでやって、拒否をした人の情報は出ないわけですね。災害時は押さえているわけですね。全体の名簿づくりも含め、一体化することも含め、みなさん方が仕事をする部分も期限を切ってやってはだめなことなのか。3年なら3年、2年なら2年でもいいけれど。そのようなことでやらないとそれぞれがずっとやっていくということにはならないのではないかと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下川勇生君） 名簿の件ですが、要支援者として白老町が捉えている方、2の対象となる方、この方々が現在689名いて名簿はつくられております。2の対象となる方⑤その他災害時の支援が必要と認められる人で、①から④は、自動的に情報が持ち合わせております。その他というのは現状、難病患者の方とか、何らかの支援が必要だという方は申し出がないとわからなく、申し出の中で対象となったときにはじめて名簿登録になるのですけれど、①から④の方は整備されております。5の提供する情報⑥避難支援を必要とする事由というところですが、町内会等でもしかしたらわかっている情報があるかもしれないです。氏名、住所、生年月日、性別とかというのはわかっているところがあるかと思うのです。こういう方が見守ってほしいとっているという、それはわかっているところも町内会ではあるかもしれないのですけれども、この情報をここは出したくないけれども、何らかで見守ってほしいという情報を出すことは可能かと、名簿に全部書いている方がいらっしゃるかということもありませんので、そこは出し方かなと思っております。期限ですが、この名簿に関

しましては求められているところがありますので、率の目標をもってことしは何パーセントまで上げようか考え方もあります。基本的には全員の方の動向、意思確認をしっかりと町としてどうするかというのを考えていくしかないと思っております。

○委員長（小西秀延君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） ということは20.9%とある。不同意がきちんと確認されている人というのは、これに入らない人で、689名のうちいくらきちんとしていてあと何人にあたればいいのか。20.9%というのは合意した人ということですね。合意していない人があと30%いたら50%いたことになりますね。そこはわかるのですか。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下川勇生君） 不同意という考え方がなかなかなくて、考えとしては皆さんに同意していただいて出したいという気持ちだったので、拒否ということ、あなたにはかかわらないという考え方はないのです。そこは主旨を理解していただいて、どうしてもというのは今委員がいうとおり口説いても一緒なのかというところがあります。今までは全員の方に理解していただいて、何のための登録かということ同意を求めていくというところがあったのです。なかなかお願い文書とかだけで、面と向かってということがなかなかできないこともあって、次年度していかなければならないというのは担当のほうでは考えております。

○委員長（小西秀延君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 例えば、民生委員に頼むことができないとしたら、現実的には町の職員がやるということになれば膨大なマンパワーがなければできないということになります。臨時職員でも嘱託職員で何でも、相当なマンパワーが必要だと逆になります。それが考え方はとして、不同意というのは気持ちはよくわかるし、そういうふうにやりたいというのはよくわかる。それは町民のためになるから、そこはわかるのだけれど、終わるのかなというのと、ずっと行ったら死ぬのを待っているようになってしまうのではないかと思うのです。それでマンパワーをかけてやらなければだめだとなると、町民の命だからメリットデメリットで考えるわけにはいかないというのはよくわかるけれど、どこかで線を引かなければだめになるのではないかと思うのだけれどそのようなことにはならないのですか。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下川勇生君） 確かにマンパワーというのは、本来は個別に回ればいいのですけれどもなかなかできない状況がありました。いろいろな支援をして担当職員が出たとか、回れるのではないかとやってはありますけれども、どうしてもどこでやめるかといったら、やめるところはないと思っております。名簿の整理というのはありますので力の入れ方だと思うのです。人が必要などころもありますので、個別訪問となると難しくなると思っています。期限というのはないのかなと、方向の整備はし続けていく必要があるのかと思っております。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時21分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

特にまだ質疑をお持ちの方はどうぞ。

先ほど、大淵委員からの質問でいつまで続けていくのかというご質問もあってご答弁もあつたのですが、平成29年定例会12月会議から提案させてもらったところでは、町内会等が町との情報の共有や連携した取り組みができるように個人情報の提供された情報を取り扱う厳秘すべき義務等を定めた条例を制定できないかというのが議会から提案したことなのですが、そこまでの段階に今あって、向かっていけるのかどうなのか、その辺の精査は提言されてから1年ちょっとかかっているわけですが、どういう進行になっているのかまとめてご意見を賜りたいと思います

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 政策提言を平成29年にいただきまして、この4課とグループリーダー等も含めていろいろ協議していたのですけれども、総務課の立場としましては、条例化という立場としまして、実際個人情報に関しましては条例という取り扱いではなくても、個別に要綱ですとか規則ですとか手続き的な部分、個人情報保護条例にはない部分でつくっていくというようなことは、例えば防災でいうと地域防災計画とかの中に要支援計画とかいろいろあるのですけれども、それが要綱として定めているところは各地区にあるのです。ほかのまちでも見られるのです。それは条例のところもあるし要綱のところもあるのです。その形態もあるのですけれども、そこの部分の形式的な部分のつくり方をどうするかということはいくつかの課題があるなかでの検討を今後も継続して行って、条例化にするか、規則だとか要綱ということにするか、どちらが取り扱いやすいか、お互いに当然町内会の保管義務だと義務的なものもかかってくるものですから、その辺も踏まえて考えていかなければならないということで、4課合わせて協議は続けていかなければならないと捉えています。

○委員長（小西秀延君） 先ほどから出ている4課にまたがった分野で、かなり法律もおのこのあつて難しい部分があると思うのです。それは委員は説明員の方からご説明を受けてだいぶ深く理解できたところだと思います。議会も提言はしているのでそれが促進条例とか、おのこの個別計画とか、いろいろな捉え方はあるでしょうけれども、推進検討をしていきたいということであれば、ぜひ進めて行っていただきたいというのが私たち議会で提案させていただいた主旨でございますので、そこを理解していただいて進め方が難しいというのは理解できたことだと思いますので、そこは押さえていただきたいところが議会からの要望であるというふうに、私は今考えております。

ほかに、まだいろいろなことを聞いてみたい。経過確認のための委員会でございますので、結論を出すという委員会ではございません。きょうは協議会でございますので、皆さんからご意見があれば承りたいと思います。

及川副委員長。

○副委員長（及川 保君） 4課の課長の皆さんのお話もあって、今委員長おっしゃったように非常に厳しいというのはわかりました。だけど、議会としては緊急時にはまちとしてどうす

なのだということです。そういうことが町内会、民生委員、皆さんのほうから出されているのがそこなのです。緊急時はいいのだと、ただ平時のときにどういう対応を理解していただいているのか、そこを皆さん心配されているわけだから、先ほど大渕委員がおっしゃったように1課、1課でやっていたのでは、今総務課長がおっしゃったように非常に難しいというのは理解しました。だから、4課なのか全課またがってどういう取り組みをしていくか。条例化を求めているのだけれど、緊急時の対応をどうしていくのかというのを全課が、4課でもいい、全課がマニュアル的なものをきちんと持っていないと、結局は何もしなかったということになりませんか。そういったことをはっきり言って議会がやってもいいのです。議会が条例化をしてもいいと思っているのです。これは委員会の中で議論したなかでも、行政が前向きに対応すべきだという結論に至ったわけで町長に提言しているわけで、今の総務課長の答弁はずっと継続して議論いくような話だったのだけれども、そうではなくてもう少し前向きな考え方を示してほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今おっしゃったように、対象が障がい者だと健康福祉課だとか、高齢者介護課だとか、実際にはそういうことでは提供先の町内会、当然関係機関、社会福祉協議会だとかいろいろ出てくるので、調整の難しさがあるので今言ったようにつくっていかないという考え方ではなくて、あくまでも緊急時、平時も含めた見守りをどういった体制で、どいった仕組みでやっていくかということを、どちらかに過度な負担がかかるというような体制ではなかなかできにくいと思いますので、そういった仕組みを前向きに検討していくという考え方で進めていきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見があります方。吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 今まで話を聞いていた中で、同意というものがものすごく大きくなかなか先に進まないというところは見えたのですけれども、緊急時の場合、同意が得られないがゆえに起こる前はできないのはわかったのですけれども、起きたときには同意なく支援することが可能だと、支援しなければならない場面というのは出てくるかと思うのです。そういうときの対応、体制づくりについては庁舎内で議論検討されているのかどうか。逆にいうと行政だけでは無理だし、民生委員だけでは数的なものを言って無理なのは当然わかっているのですけれども、そういった部分で町内会ですとかお隣の人だとかということを含めてやるべきことはあると思うのですけれども、その辺の対応・対策は考えていたかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 1つ、健康福祉課のほうからあった名簿の部分の手続きはしております。実際の被災にあったときの行動という部分で、例えば自主防災組織の設立の普及だとか、町内会やほかの団体への出前講座で真っ先にお手伝いをしていただいで、できるだけ実地的な部分をやっていくと。防災訓練をやっていくという中での取り組みでございます。そういった形で進めていくということです。

○委員長（小西秀延君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 実際には訓練だとか講演だとか、そういうことでの取り組みはわかるのですけれど、その1歩先、実際に災害があつて逃げるときは無理にしても落ち着いた後どうするかといった対応であつたり、大規模停電があつた場合に困る人たちの名簿をリストアップしておいて、こういうときにはこのような人たちに支援をしてほしいという要請をすとかという組織体制とか連絡体系だとか、そういったものを行政で今つくっているのか、つくる最中なのか、検討している段階なのか、その辺について教えていただきたいのです。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 例えば、外国人登録の名簿などはありますけれども、どちらかという避難所運営マニュアルだとか、高潮のときの行動マニュアルだとかという個別の地域防災計画以外に、そういったものの中で書いている行動計画というか、そういったものの作成はしているという状況で、実際に名簿となるとあくまでも今言ったように要支援者名簿の作成に努めているということでございます。

○委員長（小西秀延君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 要支援者のそのような仕組みというのはこれからつくっていくのか、もうできているのか、つくっているのかなのです。そういうことが想定されてやるのかやらないのか。見守りと災害時は別にして、災害があつたときの仕組み、自分たちで逃げらる人、そういう対応ができる人はいいのですけれども、支援の必要な人に対する仕組みづくりというのは今やっているのかどうなのかということなのです。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 枠組みとしてはすでに地域防災計画の中に、例えば本来、要支援者名簿に載っている方の支援ですと個別計画を立てて、この人は誰が支援するというものをつくらなければならないという枠組みはできています。実際に同意が得られないというなかでの個別計画まで進んでいないという状況は今までご説明させていただいたと思うのですけれども、先ほども言いましたように、避難所で長くなつたときにどのようになる。停電用のマニュアルとか、どのような対応をしたらいいかというものを、いま要支援者にはどういう配慮をしなければならないとか、外国人には言葉が通じないときにはこうしなければならないとか、マニュアル的なものはできています。そういった部分の職員研修としては、定期的を実施しているところでございます。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見ございます方。前田委員。

○委員（前田博之君） 委員長から先ほど、今委員会が何を求めているかというお話がありましたので、その中の答弁で総務課長から前向きに検討しているとあつただけけれど、答弁を聞いていると前向きであっても、同意がされていれば全てが解決するのだけれど、その同意以外の部分も含めて言うと、個人情報の名簿等の利活用、そして町内会からもそうだと思うし、きょう議会でも協議していますけれども、個人情報の平時と緊急時があります。そういう部分の情報の提供の出し方、それと今委員会でも議論していますけれども課題とか問題点、これを個別的に4課長が出ているけれど、各担当で4つの項目があるけれど、この中でどういう問題点があるのだということを抽出してもらって後日議論しなければ進まないと思うのです。きょう

は学習会のようなけれど、この4つの中で各委員からいろいろ議論が出たけれど、そういう部分の何の問題があるのかということを担当のほうで個別的に課題を箇条書きに列記して、うちの課としてはこのような問題があるから、ここはこういう課題を解決しなければいけないのだけれど要綱をつくれれば解決できるだとか。整理をして出してもらわないと議論されても前に進まないと思うのです。委員はこういうことはどうかと具体的に言っていますから、それを捉えて整理してもらっていかないと、政策提案ですから煮詰まっていけないと思うのです。それによって初めて要綱にするか条例にするかできると思うのです。

もしできれば、委員長の方からも町側のほうへ要望というかお願いをしてもらいたいと思います。

**○委員長（小西秀延君）** 今、私に対する要望かと思います。町側のほうへも要望が出されております。私も今回西田委員のほうから政策提言があつてから、どういう状況になっているのかというお話も私のほうに寄せられて、今回このような委員会協議会ということで開催させていただいておりますけれども、政策提案させてもらっていますので、今後も進捗状況ということで議会事務局をとおして、今後の政策展開、また進み具合などを協議するときに、また同じような委員会協議会を時期を見て開催していきたいと考えております。

担当課と協議をさせていただいて、いつまでということは現段階ではいえませんが、状況を確認してもらいながらやりたいと思います。

高橋議会事務局長。

**○議会事務局長（高橋裕明君）** きょうは、そういうことでいいのですけれども、事務局から確認なのですけれども、きょうは検討状況を中心にやりましたけれども、次回は現状を踏まえた上での課題と対策・対応について検討していくということで、きょうの確認なのですけれども、避難の要支援の対象となるのは①から⑤と言っていました。⑤は名簿上何人いるのですか。一人ですか。見守りネットワークの同意者は何人ですか。その他がこちらの同意者と一致するような気がするのですが、5名。緊急時と平常時の取り扱いが違うというのをきょうはわかつて、重要なのか平常時の準備対応を進めなければならないということなので、もし現状でそれが進んでいないのなら進めるような対策を打っていかなければならない。それが、促進条例になるかもしれないし、完成形を一足飛びに目指すのではないかもしれないけれどもそれらの対応が必要だということが委員会の政策提言でもあるので、次回課題と対策のほうに進んでいくのかと思いますけれど、そのような整理でよろしいですか。

**○委員長（小西秀延君）** 町側としてもきょうやって、難しいのは委員の方々も認識していますので、課題をまとめていただいて、今意見出されたと思いますのでそれに対する対応策をどのようにやっていくのかということとをまとめていただいて、またこういう機会を持ちたいと思います。よろしいでしょうか。やり方もあろうかと思いますが相談させてください。

高橋議会事務局長。

**○議会事務局長（高橋裕明君）** 一つ、先ほどの件ともう一つ確認したいのは、町内会が取扱事業者になってからその義務を果たしている町内会はどのくらいあるのかの確認はしておいていただきたいと思いました。事業者としての法律的な義務です。

○委員長（小西秀延君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 町内会が個人情報の取り扱いをきちんとするという義務であって、町内会が必ずやらなければならない義務ではないということに理解はしております。実際にやっているところは私が今押さえている段階では本町町内会がやられていて、規約の改定をやられているのが栄町第3町内会という情報はつかんでおりますけれども、平成30年8月に広報のほうに、町連合だよりというところで先進事例としまして本町町内会の情報を載せさせていただいておりますけれども、それを見て各町内会でも取り組もうという気持ちをもってやられているところがこれから出てくるのかということで、これから総会を迎えられる町内会もあると聞いていますので、そういうことでふえてくれればいいということで、先ほども課題ということでお話させていただきました。これからも数は確認していかなければならないですし、啓発に努めていかなければならないと捉えております。

○委員長（小西秀延君） 高橋議会事務局長。

○議会事務局長（高橋裕明君） 確認なのですが、町内会では必ず個人情報を扱っています。扱っていない町内会はないと思うのですが、扱っているということは取扱事業者になるということは法的に位置づけられているので、その組織が利用目的を特定しましょう。利用目的を知らせましょう。利用目的の方法を管理しましょうと法律上の話だから、そこができていないと情報共有などできないと、次のステップに行けないところが出てくるのです。その確認だけです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 高橋事務局長が言ったことはわかるのだけれど、任意で今言ったように本町町内会と栄町第3町内会がやっている。だけれども、ここに書いている避難者とか法的に位置づけられたらいいのだけれど、事前にそのような人方を把握するために、今のように自分の町内会が自主的にそういうことでやっているのならいいのだけれどほとんどないわけです。全体の町内会は手を控えているとか、だから町内に75歳なら75歳以上の名簿を出してもらえないのか。そうすれば我々もそういうことができるというのがあるのです。なぜ町が社会福祉協議会だとか、災害時の支援は別ですが、それ以外に何かあったときに町内会がやってくださいといったときに、町内会が義務的に全部やらなければならないのかということも出てくるのです。

○委員長（小西秀延君） 高橋議会事務局長。

○議会事務局長（高橋裕明君） 私が言ったのは、例えば町内会で町内会員の名簿とかというのを持っていたらそれは個人情報になるのです。個人情報の取扱いをきちんとしなければならない団体になるのです。勝手にその情報をどこかに流出してはだめだから、個人情報取扱事業者としての義務をやりましょうということで、それが70歳以上とか特定の状況の人をどうのこうのというのではなくて名簿をもっている以上取扱事業者になります。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

休憩 午前11時55分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

本日、さまざまな形で委員のみなさんからご意見が出されました。平成29年12月に提案をさせていただいて以来、現状の確認、今後の対策の方法ということできょうは進めさせていただきましたが、もっと深く議論をしたいということになっておりますので、きょうの課題、その問題点を各課おのおのが対応するというのではなく、一体的に検討していただきまして次回どういう形になるかわかりませんが、この議論を深める場を担当課みなさんと一緒に用意させていただきたいと思いますが、そのようなことで進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、今後また協議をさせていただいた上で進めてまいりたいと思います。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、本日の総務文教常任委員会協議会を閉会させていただきます。お疲れさまでございます。

（午前11時56分）